

電力・ガス取引監視等委員会

第3回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和2年10月28日(水) 10:00-12:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者: 山内座長、北本委員、圓尾委員、男澤委員、岩船委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第3回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

本日の議題は、「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」でございます。

では、これより議事に入らせていただきます。今日の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。皆さん、おはようございます。これから、議事を進めたいと思います。

今日の議事は、今も御説明ございましたけれども、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計ということでございます。事務局より説明いただいて、その後で皆さんで議論ということになると思います。

それではまず、早速でございますけれども、資料3について事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。それでは、資料3について説明させていただきます。

資料3、1ページ目、タイトル「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」ということでございます。

2 ページ目、前回第 2 回料金制度専門会合でいただいた主な御意見ということで、3 ページ目も前回の会合における主な御意見ということになってございます。

4 ページ目でございます。こちら、本日御議論いただきたい点ということでございます。前回は引き続きまして、目標分野における具体的な項目、インセンティブの付与方法ということについて、論点 1、論点 2 ということで御議論いただきたいと思っております。さらに、論点 3 といたしまして、制御不能費用に関して御議論いただきたいと考えております。また、前回御議論いただいた期初における託送料金の算定について、ちょっと改めてお示ししたいと考えております。

では、まず最初の議題である成果目標、行動目標の設定についてでございます。

6 ページ目、こちら、前回お出しした資料と同じものの振り返りということになってございます。

7 ページ目及び 8 ページ目につきましても、前回の資料ということになっておりまして、このように目標分野というのを設定したところになってございます。

9 ページ目からが今回の資料ということになっております。9 ページ目でございますが、前回の専門会合におきまして、目標設定の考え方、目標設定につきまして、委員、オブザーバーの皆様より、外生要因の考慮、定量的な目標、定性的な目標の適切な分類、安定供給など基本業務における目標項目の徹底、中長期的なコスト効率化を見越した目標項目の設定、達成水準とコストバランスの考慮といった御意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、この 9 ページの真ん中にありますとおり、目標項目の性質として望ましいものとして、一送の基本的な義務として取り組むべきものであったり、中長期的な、社会的便益を見込んだ上で取り組むべきものであったり、外生要因が小さいものといったことが目標項目の性質として望ましいものと考えられるのではないかとということで、それぞれの目標分野におきまして、その達成に向けて取り組むべき項目というのは複数存在し、いずれも社会的便益の観点から重要でございますけれども、一方で、実際に制度運用を可能とする観点からは、外生要因の補正可否であったり、他法令との重複、同一目標分野における重複、データ採録の可否といったところを考慮することが必要ではないかということでございます。

続きまして 10 ページでございますが、こちら、イギリス R I I O におけるアウトプットの選定方法ということで、イギリスの R I I O-1、第 1 規制期間におきましては大きく 6 つの目標分野というのを定めまして、アウトプット項目としては、望ましい性質として、

測定可能であること、顧客ニーズに合致していることなどが望ましいとされているところ
でございます。

また、その次のR I I O-2の規制期間におきましては、目標分野をよりシンプルにする
ため、3つの目標分野に再分類されるとともに、全社共通のアウトプット項目に加えて、
事業者ごとに独自に設定するアウトプット項目というのが採用されているところでござい
ます。

それでは、具体的に各目標分野の目標設定に移らせていただきたいと思います。11ペー
ジと12ページでございますが、11ページにおきまして安定供給分野の考え方というのを少
し整理しまして、12ページでその目標設定について記載しております。

11ページでございますが、安定供給につきましては、平時においてできるだけ供給支障
等を発生させないようにするとともに、災害時においてもできるだけそれによる供給支障
が少なくなるようにすることが求められるといったことでございます。

そういったことに加えまして、系統整備は更新、メンテナンスの着実な実施といったこ
とも適切に進めておく必要があるのではないかといたところでございます。

したがいまして、この目標項目の設定ということにつきましては、12ページのように、
まず、①停電対応として、前回提示した停電関連項目の停電回数、設備故障件数、復旧時
間、復旧日数などについては、以下の停電量为目标として設定することで網羅的に評価す
ることができるのではないかといたことでございますので、目標としては、実際の停電量
が供給計画で基準とする年間停電量の期待値を上回らないこととしてはどうかというこ
とでございます。

続きまして、②、③でございますけれども、新規、拡充投資といったことにつきまして
は、こちらはマスタープラン等で策定された整備計画を実施することとしてはどうかとい
うことで、③の更新投資につきましては、標準化されたアセットマネジメント手法で評価
したリスク量（故障確率×影響度）を期初のリスク量以下に維持することを前提とした保
全計画を実施することとしてはどうかというところでございます。

4番、無電柱化につきましては、国土交通省や地方自治体において策定された電柱化推
進計画を達成することとしてはどうかということで、これらにつきまして、本日の議論を
踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、さらにより具体的な案というの
を御提示していきたいと考えております。

続きまして、目標項目、再エネ導入ということでございます。こちらにつきましても13

ページでちょっと考え方の整理をしまして、14ページで目標項目ということで整理をしております。

13ページでございますが、再エネ導入拡大につきましては、再エネ電源の出力量や再エネ電源接続量等を確認することが理想的ではあるのですけれども、ただ、他方で、13ページの図の上のほうに記載しておりますとおり、再エネ電源等の外生要因が大きく、制度運用の観点から、目標設定というのは困難ではないかというところがございます。したがって、13ページの下のような接続検討の回答期限の超過であったり、受電予定日からの遅延日数というところがこの一般送配電事業者がコントロール可能ということで、制度運用の観点からふさわしい目標ではないかということで、少し先の資料になりますが、22ページ、イギリスのR I I Oにおけるアウトプット項目といたしましても、こういった接続をスケジュールどおり実施することといったような目標が掲げられているところがございます。

14ページのところに戻らせていただきます。14ページでございますが、①新規再エネ電源の早期かつ着実な系統連系というところで、目標といたしましては、接続検討、回答期限の超過割合というのが過去5年間の実績割合を超えないようにすることということであったり、受電予定日からの遅延日数が過去5年間の実績を超えないようにするといったこととしてはどうかということがございます。

②につきましては混雑管理に資する対応ということで、国や広域機関において今後検討する混雑管理手法を踏まえて、その導入に係るロードマップの策定や必要なシステム投資の進捗率等を目標として設定することとしてはどうかということがございます。

また、③ですけれども、発電予測精度の向上に資する対応ということにつきましては、発電予測精度の向上について、向上に係るロードマップの策定や必要なシステム投資の進捗率、再エネ出力制御量の低減等を目標として設定してはどうかということがございます。

続きまして15ページ、サービスレベルの向上でございます。サービスレベルの向上については、一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルをさらに向上させるよう促すことが重要ではないかということで、その中でも特に重要度が高いと考えられる需要家の接続、計量、料金算定、通知等の確実な実施については、過去5年間の実績割合を超えないようにすることといった目標をこの①、②のように設定することといたしまして、その他の取組に関しては、③顧客満足度というところに記載しておりますが、一般送配電事業者が顧客満足度向上に向けた取組目標というのを自らの創

意工夫を持って自主的に設定しまして、その目標を達成することとしてはどうかということで、目標設定の際に、一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うといったことも一案ではないかということでございます。

続きまして16ページ、広域化の項目でございます。広域化につきましては、効率化やレジリエンス強化を進めるためには、一般送配電事業者間の協力による広域的な取組が重要といったことでございますけれども、以下の3つを目標として設定してはどうかということで、①設備の仕様統一化につきましては、一般送配電事業者が策定、公表した調達改革ロードマップにおいて、仕様統一を行うこととされた設備品目数について、その仕様統一度の達成度を目標として設定することとしてはどうかということでございます。

②系統運用の広域化につきましては、需給調整市場の広域化に向けて、広域機関が策定するロードマップに沿った整理を達成することとしてはどうかということで、災害時の連携推進につきましては、改正電気事業法で、取り組むことと既にされている話でございますけれども、一般送配電事業者10社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容（復旧方式の統一化、電源車の一元的管理等）の達成度を目標として設定し、その目標を達成することとしてはどうかということでございます。

続きましてデジタル化でございますけれども、デジタル化につきましては、この例のところにありますとおり、AI、IoTなどのデジタル技術の活用や、サイバー攻撃に対する対応等様々な例があり得るわけですが、これらは中長期的にはコスト効率化に寄与するが、短期的にはコスト増加につながる取組であり、計画的に進めることが必要であることから、一般送配電事業者のほうで、このステークホルダーの意見を聞きつつ、自らの創意工夫というのを持ちながら、自主的にこの目標を設定することとしてはどうかということでございます。

同じく18ページでございますけれども、安全性・環境性への配慮といったことにつきましても、関係法令を遵守すれば足りるという考えもあれば、より高いレベルの対応を進めるべきとの考えもあり得ることから、一般送配電事業者がステークホルダーの意見を聞きつつ、自主的に目標を設定することとしてはどうかということでございます。例としては下のような項目があり得るのではないかとということでございます。

19ページでございます。こちら、次世代化につきましては、送配電ネットワークの次世代化を図ることを促す観点から、この19ページにありますような分散グリッド化の推進ということであったり、スマートメーターの有効活用といったところに関して、以下のよう

な目標を設定することが考えられるのではないかとこのところでございます。

続きまして20ページでございますけれども、こちら、イギリスのR I I O-2におけるステークホルダーエンゲージメントといった取組で、イギリスのR I I O-2におきまして、この20ページの上のようなステークホルダーから幅広く意見を集約して、それで、この目標計画というのを設定していくといったような取組がなされてございます。

続きまして21ページでございますけれども、安定供給の項目につきましては、イギリスのほうでは停電対応ということで、供給支障電力量の実績値が、各送電事業者が設定した目標値を超えないようにすることということで、インセンティブとしましては、目標値からの達成、未達に対して、ボーナス、ペナルティを収入上限の±3%を上限として付与するといったことが行われております。

続きまして、22ページでございます。こちら、接続条件ということで、発電需要家への接続をスケジュールどおり実施することといった目標で、スケジュールどおり接続できなかった顧客数に応じて、収入上限の0.5%の範囲でペナルティが付与されるというインセンティブが課されてございます。

続きまして、23ページでございます。安全性の項目につきましては、従業員及び公衆の安全性につきまして、安全性の義務に関する法律を遵守することといった目標が設定されているところでございます。

同じく、イギリスのR I I Oにおける項目としまして、環境性の項目につきましては、下のようなアウトプット項目例というのがあるわけですが、インセンティブの詳細につきましては、結果の公表によってレピュテーションインセンティブを付与するといったことがなされているところでございます。

25ページ、26ページは前回の資料ということで掲載させていただいております。

27ページ、インセンティブの設定ということでございますが、28ページがこの全体像の中での位置づけということになってございます。

29ページでございます。インセンティブの設定でございますけれども、目標の達成を促すためには、定量的、定性的な目標の達成に応じたインセンティブの選定ということが重要でございますけれども、イギリスのR I I Oでは、目標に応じてボーナス、ペナルティの付与や、結果公表といったインセンティブを設定している。それを踏まえ、我が国のレベニューキャップ制度におけるインセンティブについても、以下のとおり設定することも一案ではないかとこのところ、インセンティブの類型としまして、29ページに記載のとおり

り、翌規制期間の収入上限の引き上げ・引き下げということにつきましては、目標の達成状況に応じて、翌規制期間の収入上限の±●%の範囲でインセンティブを付与する。

レピュテーションインセンティブの付与といたしましては、レポートやプレゼンテーションを通じた達成状況の公表によるレピュテーションインセンティブの付与であったり、達成状況の評価の場において進捗の遅れがある場合、その理由と改善策を説明するといったこととしてはどうかということ、なお、目標項目ごとに設定するインセンティブについては次回以降議論することとしたいと考えております。

続きまして30ページでございますけれども、制御不能費用の調整でございます。制御不能費用につきましては、本日、基本的な考え方や対象外とすべき費目や対象費目で調整方法について御議論いただきたいと考えております。

32ページは前々回の資料でございます、こちら、外生的な費用変動については期中または翌期に収入上限に反映する等の仕組みを導入することとしてはどうかということ、御議論いただいたところでございます。

33ページ、制御不能費用の基本的な考え方でございますけれども、こちらにつきましては、前提条件としては費用算定が可能な費目であることというのが前提でございますけれども、基準といたしましては、費用変動が外生的に発生する費目であったり、基準に合理的な代替手段がなく、一般送配電事業者の努力による効率化の取組が困難と判断した費目、こういったものを制御不能費用の対象としてはどうかということでございます。

34ページでございますが、諸外国においては、制御不能費用の対象とされている場合がある費目についても、我が国においては以下の理由により制御不能費用の対象外にしてはどうかということでございます。

こちら、下の表ありますが、補償費、賃借料などにつきましては、交渉相手が存在し、交渉次第で制御できるのではないかといったことで、制御不能費用の対象外としてはどうかということ、退職給与金についても、リスクを予見し、回避することが可能なのではないかといったこと。あとは、現行下において効率化が可能な費目というものも制御不能費用の対象外としてはどうかということ、例えばΔkW費用などにおきましては、3次調整力②については、再エネ発電予測精度の向上を通じた効率化が可能であると考えられるといったことなどもあるのではないかといたところでございます。

35ページは海外における例ということですが、制御可能コストと制御不能コストの分類、各国の定義によって異なっておりまして、ドイツなどでは、TSOでは、70～90%

が制御不能コストとして分類されているといったところで、D S O、配電事業者の場合というのは制御不能費用コストの割合というのは40～60%ぐらい。他方で、イギリスでは、設備投資は制御可能コストと定義していることもあり、制御不能コストの割合というのは、National Gridで10%ほどと、ドイツに比べて低い値ということになってございます。

36ページは、3次調整力②の参考資料ということになってございます。

37ページ以下は、制御不能費用の対象費目の例ということで、この提示をさせていただいております。

以下の公租公課につきましては、電促税、事業税、法人税、固定資産税と様々あるわけですが、これらの公租公課につきましては制御不能費用の対象とすることが考えられるのではないかとということでございます。

さらに、38ページでございます。こちらの費目についても制御不能費用の対象とすることも考えられるのではないかとということで、災害復旧費用の拠出金につきましては、災害相互扶助制度において、一般送配電事業者が積み立てる拠出金ということで、災害復旧費用の相互扶助制度による各社の拠出金額ということについては、全国大での災害復旧の状況を踏まえて金額の見直し等というのはされるものでございますので、一送による効率化コントロールでは困難ではないかとということでございます。

同じく、次のP C B処理費用、P C B廃棄物の処理に係る費用でございますけれども、法令等においてその処理対象などが決まっていたり、処理方法、廃棄事業者なども限定されておりますので、こちらも効率化やコントロールの余地というのは難しいのではないかとということでございます。

振替損失調整額につきましては、振替供給時に損失電力分の調整に係る費用ということでございますが、量などにつきましては発電小売事業者次第といったところでございまして、単価のところについては、公募により調達した発電事業者次第ということで、一送でコントロールすることがちょっと困難ではないかとということで、振替損失調整額のほうにつきましても制御不能費用の対象とすることが考えられるのではないかとということでございます。

続きまして39ページ、インバランス収支の過不足でございます。こちらは、インバランス料金の収入、あるいは支出と調整力のkWh価格による費用ということでございます。こちら、インバランス料金のほうにつきましては、インバランス単価、インバランス発生量いざれも、小売電気事業者、発電事業者といったところの計画と実績のずれにより、インバ

ランスの発生量などが決まってくる話でございますので、コントロールが困難ではないかと。調整力のkWh価格のほうにつきましても、いずれも適切な市場監視がなされ、競争は一定程度働くと見込まれることから、効率化といったことはこのkWh価格に関しても困難ではないかということで、インバランス収支過不足についても制御不能費用の対象とすることが考えられるのではないかとということでございます。

40ページと41ページにつきましては、インバランス収支過不足に関する制度設計専門会合における御議論の参考資料ということになってございます。

42ページ、43ページにつきましては、現在、広域機関による調整力費用の効率化といったことが行われておりまして、それに関する参考資料ということになってございます。

44ページですけれども、こちらにつきましては、今後政策に深く関わる費用で、一般送配電事業者の効率化の取組が困難と考えられる費用については、国の審議会における議論を経た上で、制御不能費用の対象に加えることとしてはどうかということで、例といたしましては、混雑対応（再給電）に要する費用ということで、再エネ導入拡大に向けて、地内系統における混雑管理手法、再給電方式というのが議論されているところでございまして、その調整費用のあり方については今後当委員会において検討を行っていく予定でございます。

その調整費用に関する議論の内容を踏まえ、制御不能費用の対象とするか否かということを検討することが考えられるのではないかとということでございます。

これらの項目として、この制御不能費用の対象として考えられるのではないかといたところで提示させていただいておりますが、本日の御議論を踏まえまして、制御不能費用の具体的な対象について、今回例示した費用以外も含め、今後議論を進めていくこととしたいと考えてございます。

45ページでございますけれども、それでは、制御不能費用の調整についてどのようにしていくかといったところでございます。期初に見積もった費用と実績費用に乖離が発生するわけですけれども、収入上限の反映については、レベニューキャップ制度において5年間の規制期間を設定することを踏まえて、原則として翌期に行うこととしてはどうかということでございます。

ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合ということであったり、あとは、特定の変動要因、外生性の強い公租公課の変動等といったところにつきましては、期中に収入上限に反映することとしてはどうかということでございます。

続きまして46ページ、収入上限の設定及び託送料金の設定でございます。こちらにつきましては前回会合において御議論いただいたところですが、49ページでございますが、前回の専門会合におきまして、期初における託送料金の設定については、(1) 5年一律の託送料金を設定する、(2) 年度ごとに異なる託送料金を設定する、の2通りを提示して御議論いただいたところでございます。

その議論を踏まえまして、託送料金の安定性などの観点から、(1) 5年一律の託送料金とすることを基本とするが、年度ごとの見積もり費用について合理的な説明があった場合は、年度ごとに異なる託送料金を設定することを個別に認めることもあり得ることとしてはどうかということで、ちょっと改めて整理させていただきたいと考えております。

50ページ、51ページにつきましては、こちらも前回の資料ということになっております。

以上、事務局から資料3に関する御説明でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、資料3、レベニューキャップ制度の詳細ということですが、これについて皆さんに御議論いただくことにしたいと思います。今お聞きになってお分かりのように、基本的に今日方向を出すものと、それから、次回以降もまだ引き続き議論というのがありますから、その辺も頭に置いて御発言いただければと思います。

河野さんは11時に退出ということで、では、最初に御発言ください。どうぞ。

○河野オブザーバー　　申し訳ございません。オブザーバーの河野でございます。

御説明ありがとうございました。今回、事務局の方が資料を整理していただきまして、私のような一般消費者にも大分分かりやすい制度の全体像になったと思っております。

その上で、最初に御説明いただきました成果目標、行動目標の設定に関しまして、3点発言させていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、項目はぜひシンプルにさせていただきたいと思っております。盛り込み過ぎますと、当然のことながら、現場も、私のような一般消費者も含めたステークホルダーも消化不良になる可能性もございますので、それをまずお願いしたいと思います。できれば、定量的に判断できるルール等が明確に確立しているということが前提であってほしいと思っております。

その上で、安定供給、それから再エネ導入拡大、レジリエンス強化に伴う広域化、この3点については、ぜひ明確に高い目標を入れていただきたいと思います。

それから、2点目です。事業者の皆さんの競争が働く分野に関しては、ぜひ任意として

もいいのではないかと思います。送配電事業者の方は、非上場だと思えますけれども、債券等は発行していると理解しております。今回御提示いただきました目標分野のうち、環境関連、それから次世代送配電、こういったところに関しましては、世界的にもESG投資の対象として注目を集めていると思えますし、投資家の皆さん、それから、社会からの支持を仰ぐことでインセンティブを高めていくというあり方もいいのではないかと感じています。各事業者さんに高い経営意識というのを持っていただいて、それぞれの企業価値向上、同じことをやっているのであっても、独自感を出していく、社会や、ステークホルダーからしっかりと認めてもらうようなところにぜひ力を注いでいただきたいと思っておりますので、そういう分野があってもいいのではないかと思います。

3点目です。事務局の方から、資料のスライド20番で説明いただきましたイギリスのRIIO-2のところで、新たな仕組みとして、ステークホルダーエンゲージメントという考え方が紹介されています。私はこれに大変共感します。これまで電力自由化の前まで、事業者の皆さんは行政ルールでガチガチに縛られていたのですけれども、社会的インフラで非常に重要な電力供給ですから、ルールがぼろぼろになってしまっただめだと思っております。でも、やはり行政ルールで全てを決めるのではなく、こういったマルチステークホルダーの皆さんとしっかりと話し合いをしつつ事業戦略をつくり上げていくということも重要ではないかと思っております、事業者裁量の部分も残す。そのことが、例えば今回の目標に掲げられていましたサービスレベルの向上、顧客満足度の向上の辺り、端的に言えば、料金の決定等にもよい効果が生まれるのではないかと期待したいと思っております。

最初に発言を許可していただきありがとうございます。私からは以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございます。先にお出になるということですが、特に事務局からのコメントはよろしいですか。

○河野オブザーバー はい。意見をお願いします。

○山内座長 それでは、そのような取扱いで。

次は、華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 ありがとうございます。事務局の皆様、いろいろな御意見や考え方がある中で取りまとめていただき、ありがとうございます。

私からも3点ほど意見を述べさせていただければと思えますけれども、まず論点1の成果目標、行動目標の設定についてですけれども、前回の繰り返しになってしまいますが、やはり外生的な要因で結果が決まってしまうと、事業者の努力と直接結びつかずに、棚ぼ

たになってしまったり、事業者に正しいインセンティブが働かなかったりすることがありますので、この点について留意する必要があると考えています。

例えばで言うと、これはあくまで例えばの話ですけれども、12ページにおける安定供給に向けたインセンティブづけというのは、こちらはとても重要であると考えておりますけれども、例えば停電で言いますと、多くの場合、自然災害とかの外生的な要因で発生する面もありますので、自然災害がたまたま例年より少なかった地域の事業者が、努力によらず、インセンティブをもらって、自然災害がたまたま例年より少なかったその地域の託送料金が高くなってしまおうというような事態が発生し得ると思います。そうしたことに留意して、具体的に指標設定、目標設定というのを行う必要があるかなと考えているところです。

論点2のインセンティブの設定についてですけれども、このインセンティブの種類として、29ページのように、収入上限の引き上げ、引き下げとレピュテーションインセンティブの付与という二段構えでいくというのはバランスがよさそうだと感じています。

実際、論点1で挙げられている項目案を拝見していると、数値目標を立てるのが難しそうな項目も結構多くあるように見受けられますので、この二段構えをうまく活用していくことが重要なのではないかと考えています。

また、今回、第1規制期間ということで、各この表についてのこれまでの実績については把握しづらい面がありますので、具体的な目標数値の設定が難しい面もあると思います。結果的に棚ぼた効果というのも起こりやすくなると思いますので、その点、導入の仕方について、一足飛びに理想を追い求めるというよりも、実践的には段階論で考えていくことも一案なのではないかと思っています。導入の際のこういった段階の経方についても海外の例に学ぶこともあり得るかとも思います。

あと、論点3の制御不能費用についてですけれども、こちらについては目標設定と同様ですが、事業者の努力と直接結びつかずに、棚ぼたになってしまったり、事業者に正しいインセンティブ働かなかったりするようなことに対しては留意する必要があると考えています。

例えば33ページの表現を見ても、量、単価の両方が外生的な要因によって変動するものとありますけれども、片方のみが外生的な要因によって変動するものに対する考慮も必要なのではないかと考えています。例えば新規の電源や需要の増加に際してかかる増強コストのようなものについては、単価については事業者の努力で下げていき得るものだと

と思いますが、数量については、事業者の努力と結びつかずに、たまたま電源の接続が少なかつた事業者のみが得をしてしまうということが起こってしまうのではないかと考えています。

また、34ページの調整力についても、ここに効率化が必要であるということについてですとか、現状の日本において、市場の広域化、成熟を通じた効率化余地があるということについては賛同するところがありますが、基準設定が結構難しそうだなという印象を持っています。

特に再エネが拡大傾向にある現状においては、過去のトレンドだけからの基準設定、難しいということもあるかと思しますので、目標設定次第では、成果目標同様、結果的に事業者が何の努力もせずに得をする、すなわち、需要家は損するということにつながるのではないかということが懸念される面もありますので留意が必要ではないかと思いました。

私からは以上です。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

次は、消費者庁の吉田オブザーバーですね。どうぞ御発言ください。

○吉田オブザーバー　　消費者庁でございます。

資料4として配付させていただいておりますけれども、前回、9月14日の第2回料金制度専門会合における議論の状況を踏まえまして、今月7日に、消費者委員会のほうで、第11回電力託送料金に関する調査会というものが開催されたところでして、ここでレベニューキャップ制度に関しまして調査会の委員から幾つか意見が出ておりますので、御紹介させていただこうと思います。

お手元、資料4でございますけれども、例えば1ページ真ん中辺にございますけれども、目標分野が様々あるようだが、事業者がそれらを達成するに当たり、消費者に過度な負担とならないような設定にしていきたい、また、消費者の立場から、目標に強弱をつけるならば、安定供給、再エネ導入拡大、レジリエンス強化に伴う広域化といった辺りについて目標を高く持っていたきたいといった意見ですとか、あるいは、1ページ目、一番下の辺りからですけれども、生産性向上の見込み率などの機械的・客観的な方法と、アウトプット指標による評価結果に応じてインセンティブを付与する方法、それらの両方を組み合わせるような形で検討するということが、実際には想定次第で消費者が負担する費用にかなりの影響が出てくると考えられるので、今後も透明性のある議論を尽くしていただきたい、といった意見があったところでございます。

そのほかの意見については資料を御覧いただければと思いますけれども、今後もまたこの場で消費者委員会のほうの問題意識ですとか関心事などについてお伝えさせていただきたいと思っておりますので、検討に当たりましてはこれらを踏まえていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内座長 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、次、圓尾委員、どうぞ御発言を。

○圓尾委員 圓尾です。

基本的に、事務局の御提案、賛同いたしますけれども、1点、反対意見を述べたいのが、12ページの更新投資の目標イメージのところの記述になります。これはマスタープラン検討会でも申し上げましたけれども、「リスク量を期初以下に維持することを前提とする」という表記には強く反対したいと思います。

理由は2つありまして、1つは、現在のリスク量が適正だという判断ができるのかという問題です。例えば、日本のネットワークの信頼度が今非常に低いという共通認識があるのであれば、ここからどんどん改善していくということでこういう設定をするのは非常に理解できますけれども、むしろ逆ではないだろうかと思えます。

先日のOCCTOマスタープラン研究会の資料にも、「日本は諸外国と比較して高い供給信頼度を維持しており、さらなるリスク低減を求められるような水準にはなっていないと考えられる」というようなOCCTOの認識が示されていまして、それが正しいかどうかは別としても、そういう状況の中で、期初よりもどんどんリスクを低めていったほうが良いということを求めているのだからかと思えます。

以前は、電気事業全般に「過剰品質で高コスト」と言われて、それを解決しようとしてずっと電力規制緩和をやってきたわけですし、IPPなんかを初め、発電のところはかなりこういう競争の結果は見えていると思うのですが、ネットワークはダイレクトな競争がないものですから、各社なりにいろんな工夫をされてきたと思えますけれども、どのぐらいのリスクを設定するのが適正なのかは各社ともまだ模索段階ではないかと認識しています。

言うまでもないですが、リスク、低ければ低いほどいいわけですが、それなりのコストがかかるわけで、それは消費者の負担になるわけで、適正な水準というのをきちんと見定めた上で判断する必要があるだろうと思えます。

もう一点の理由は、例えばある設備の高経年化対策が将来の一時期に集中するケースを考えてみていただきたいと思います。そのときに、例えばある設備を50年で取り替え工事するのが最適だとして、でも、それをピークに合わせてやってしまうと、その工事をやってくれる人も確保できないし、集中したら単価も上がるしということになるので、平準化が非常に大事だという認識になっているわけですよ。ですから、例えばその50年で取り替えるべきものだとしても、ピークが来る前には、例えば45年だとか、ちょっと前倒しでもったいないけれども、取り替え工事を行い、逆にピークを過ぎたときには、五十数年といった形で、何かうまく工夫をしながら長い年月使って工事をやっていくという対応をとらざるを得ないのだと思います。

そういうケースを考えると、ピークの前には、当然のことながら、このリスク量は落ちるわけだし、その後、ピーク後に向かってリスク量は上がっていくわけですよ。そういうのを認めないのかというと、非常にやるべきことと矛盾しているように思います。ですから、大事なものは、期初よりもリスク量を下げることではなくて、この更新工事に関しては、きちっとした長期計画を各社が作成することがまず大事で、目標の設定としては、その長期計画に即して工事が行われているかどうかのチェックにすべきだと思います。リスク量の数値を目標にするのであれば、やはり適正な範囲ってどこなのかをちゃんと判断した上で、その範囲にとどまっていればいいというような目標の設定にすべきではないかと思います。

それからもう一点、先ほど河野さんが触れられた、ステークホルダーの意見を聞いて、各社の判断に任せるという部分ですが、これは非常にネットワークに関しては難しい部分があるなと思ってまして、おっしゃるとおり、債券の調達などで、このネットワーク事業者が市場と会話するというケースはこれからあると思いますけれども、やはり発電とかと違って、地域独占ですし、基本的には総括原価をベースにした料金設定ですから、非常に事業が安定しているということで、ネットワーク事業者の資金調達というのはそんなに、恐らくは苦勞することはないだろうし、ESGに非常に熱心にやっているからといって、資金調達に大きな差が生まれるかということそうではないのではないかと思うのです。発電事業だったらかなりの差が今後出てくるとは思いますけれども、ネットワーク部門でということであれば、そんなに差が付きにくいと思います。

したがって、この18ページに書かれているように、やはりちゃんとステークホルダーとネットワーク事業者が会話をした上で自主的に目標を設定しているというのは、何かしら

見えたほうがいいのかなどという気はしますので、私は、この18ページにあるような自主的に目標設定するというスタンスでいいだろうと考えています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。事務局からいいですか。

○田中NW事業監視課長 一旦答えさせていただきます。

ただいま、ちょっと圓尾委員から、12ページの③更新投資のところに関して御指摘のありました点につきましては、こちらのほう、広域機関の検討会において検討されている事項かと思えますので、いずれにいたしましても、今後の広域機関における検討状況を踏まえつつ、どのような目標としていくか、当専門会合にてさらに議論していくこととしたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございます。

○圓尾委員 圓尾ですけれども、質問していいですか。

○山内座長 どうぞ。

○圓尾委員 この12に書いてあるように、アセットマネジメント手法の標準化については広域機関で検討していて、それを、要はボーナスとかインセンティブとかペナルティとかといった形で結びつけるような目標設定をどうするかというのはこちらの会議体の役割だと思っていたのですが、そうではないのでしょうか。

○田中NW事業監視課長 ただいま申し上げたように、どのようなアセットマネジメント手法でということに関しましては、広域機関のほうで検討されている事項と思えますので、そういった広域機関における検討状況を踏まえて検討していくということで、まさにどのような目標にしてどのようなインセンティブを付していくのかということについては、当専門会合において御議論いただく話だと思っておりますので、当専門会合においてさらに御議論いただくことにしたいと考えております。

○山内座長 よろしいですか。

○圓尾委員 したがって、私が申し上げたのは、12ページの下に、「今後具体的な案を提示することとしたい」と書いてあったので、そういう意味で私の認識を述べたということと理解していただければと思います。

以上です。

○山内座長 そうですね。圓尾委員の御意見も入れて、具体的にどのようにまとめていくかというのは事務局で案をつくっていただく、そういうことだと思います。ありがとう

ございます。

それでは、次の御発言、岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員　ありがとうございます。

私の意見としましては、大きくは2点ございます。1点目は、12ページの目標の項目ですが、無電柱化を大きく取り上げているなあという印象を受けました。これはいろんな経緯があつてのことだとは思うのですが、無電柱化そのものは、確かに台風等には強いかもかもしれませんが、雨で水浸しになったりしたら復旧が遅れるというような、必ずしもレジリエンス向上に資するとは言い切れない項目でもあると思いますので、その辺りは少し注意して記述していただきたいなと思いました。

また、余り需要が密でない地域には、当然、無電柱化を進めるというのは余り得策ではないでしょうし、その辺りは費用対効果を意識して、無理のない範囲にとどめてほしいと思いました。

そもそも、国交省さんなり地方自治体さんの目標設定自体が妥当なのか、そこは、送配電事業者が何らか、より適切な提案ができるような意見を逆に言うような仕組みも残してほしいと思います。この送配電事業者が意思決定できる範囲を超えているかもしれないのですが、少しこの点は懸念しました。

17ページのデジタル化の目標設定というのは、自主的な目標設定とあるのですが、次世代化というのとともにある程度進む可能性もあるかもしれないのですが、自主的な目標設定だと余り進まない可能性があるのではないかと思います。

個別の目標は、拝見する限り、守る部分と攻める部分があるように思います。安定供給などの守る部分というのは、これまで、送配電事業者さん、得意でやってきたことだと思いますし、レジリエンスも、到達すべき制約があれば、それを費用合理的にどう対応するかということに対応できると思います。

ただ、攻める部分、デジタル化ですとか次世代化みたいな部分は、具体的な目標ですとか、それに対する強いインセンティブがなければ後回しにされる可能性もあるなという気もしております。今回のレベニューキャップ制度、この見直しが消極的な設備投資を回避するというのも一つの大きな目標だとすれば、そういう攻める部分の目標設定ですとかインセンティブの議論は、そこを活性化できるように、例えばトップランナー的な目標を定めるみたいな、そういった、より活性化させるような議論をお願いできないかと思います。

以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

事務局、言いづらいので、私がちょっと発言させていただきます。無電柱化については、ある意味では、省庁を少し超えた形で一定の推進をするという方向性が出ているので、ここでも、こういう形で入ってくるということだと思います。具体的にどうするかというのはこれから議論するということです。どうもありがとうございます。

次の御発言は、男澤委員ですね。どうぞ御発言ください。

○男澤委員　　ありがとうございます。私は、事務局の出していただいた案におおむね賛成でございます。その上で2点コメントをさせていただきます。

まず、論点1の成果目標、行動目標の設定のところですが、12ページの辺りに、新規拡充投資に関して、マスタープランの進捗率等で評価するといったものがございしますが、やはり投資の種類によっては、実際の投資の効果の発現が規制期間を超えてくるものが想定されると思います。したがって、投資の確保という目的達成のために、評価方法を今後議論していく際には十分な工夫が必要だと考えております。

また、2点目ですが、論点4の期初における託送料金の設定でございます。こちらは前回も議論がありましたところで、やはりネットワーク投資というものの性質ですとか託送料金の安定性といったことを考えると、実務的には5年間一律でということに私も賛同しております。

一方で、収入が一定ということでございますと、上場会社の経営としては、費用はそれに合わせていくというような潜在的なインセンティブもあるかと思っておりますので、やはりやるべき投資をしっかりといただくということが必要かと思っております。

また、投資ですね。基本的には長期にわたって償却していく中で、本当にそこまで年度ごとに費用が変動するののかという議論もあろうかと思っておりますが、やはり次世代化等を見据える中で、どういう形で投資が出てくるかという部分はございますし、事業会社さんによって、設備のいわゆる減価償却の方法等も定額だったり定率だったり異なることもございます。ですので、今回事務局のほうで5年間一律を前提としつつも、合理的な説明があった場合には、年度ごとに異なる託送料金の算定を認めるという整理、こちらに賛同いたします。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

それでは、次は川合委員ですね。どうぞ御発言ください。

○川合委員　　よろしくお願いいたします。私のほうから4点ばかりあります。手短かに申し上げていきます。

ほかの方からも出ていますけれども、目標については、やはりそれにかかる達成費用とそこから得られるベネフィットというのをきちんと分析していただいて、その見極めはきちんとしていただければと思います。余り高過ぎる目標を立てるとコストにはねかえって、それが給送電料金の値上げにつながってしまうということになりますので、そこは注意いただきたいと思います。

2番目ですけれども、達成したかしないかの判断で、ここで有責性というか、責任があるのかないのかという辺りはきちっと見極めていただければと思っています。例えば停電といっても、第三者の人為的な破壊工作とか、過去の例でも、ヘリコプターが送電線を切ってしまったとか、そういうものもありますので、そういうものは外すべきですし、それから、再エネとの連携というのもここに書かれていますけれども、その遅延の原因というのは送電側に理由があるときと発電側に理由があるときと両方あると思いますので、送電側に理由があるときに限るべきではないかと思っています。

3番目ですけれども、ここで2カ所にわたって発電予測精度という言葉が使われていると思います。発電予測精度というのが達成目標のところにもありますし、外生費用のところにもあるのですけれども、要するにこの予測精度の実態は、太陽光であれば天気予報をどのぐらい正確にできますかということ、例えば日照時間がどのぐらいかとか、風力であれば、どのぐらいの風速の風がどちらの方向から吹いてくるかということをきちんと予測しなさいと言っているのかと思います。ただ、送電業者がこれをどこまでやれるのか、やれても限界があるはずなので、この話というのはどこまでここについて責任を持たせるかということですので、100%、例えば外生費用にしないというのもおかしいですし、100%するというのもおかしいと思っていますので、ここはやはり程度問題だと思っています。

余りにもこの発電予測精度というのをうるさく言えば、それはもう限界があって、そこをやればやるほどお金かかってしまうということになりかねないので、配慮していただければと思います。

それから、外生費用一般ですけれども、ここに補償料とか賃貸料、託送料というのはコントロールできるのだと、相手がいて交渉できるのだからということですのでけれども、私、弁護士をやっていますので、その立場から言うと、どうしてもこれは納得してくれない相

手というものがいる。その人と早くまとめるためには、想定された費用以上に払ってでも早く妥結させたほうが、結局全体のベネフィットにもなるというケースもあります。そういうことを考えると、100%、外生費用でないとする必要はなくて、ある程度、例えば九十何%は外生費用にしないというような形で、これも程度問題ということで、0か100の世界にする必要はないと思っております。

今、4点ぐらい申し上げました。よろしくお願いいたします。

○山内座長　ありがとうございます。

次は松村委員ですね。どうぞ御発言をお願いします。

○松村委員　松村です。

まずそもそも論として、目標に関しての委員の議論が誤解に基づいていないかを少し心配しています。制御不能費用も同じです。これは基本的には、まずレベニューキャップで行われることを忘れていないか。仮に目標が与えられたとして、あるいは事業者が選んで、これだけのリスク、これだけの無電柱化と挙げたとして、その後、そのレベルを下げるのが合理的だと思うから下げた。その結果として、当然コストも下がるけれども、クオリティも下がることになる。

合理的な行動ならもちろんとって欲しいのだけれど、レベニューキャップの世界では、そういうことをすると利益が増えてしまう。クオリティを下げてもコストを下げて、上限価格というか、上限のレベニューは決まっているから、コスト下げた部分は丸々利益という構造になっているときに、それはクオリティを下げてもコストを下げたのと、クオリティを維持しながらコスト下げたのでは全然意味が違うのにもかかわらず、どちらも同じような利益が出てしまうというおかしな仕組みを補正する側面があると思います。

リスクを上げる、その結果としてコストを大きく下げたときに、レベニューキャップなのだから、利益を取ってもいいのか。そういうことを考えると、インセンティブという格好である程度縛らなければいけない。さらに、社会的に見て、そもそも最初に挙げる目標として高いものを挙げるべきだとか、そのようなレベルの話というものもあるだろうと思います。そうすると、後者のほうだと、最初に届出が出された段階できちんと議論するという余地はあるだろうと思いますが、前者については何らかの縛りがないと対応できないということを考える必要があると思います。

その意味で、先ほどから何度も出てきていますが、いろんな目標値がそもそも合理的かどうか慎重に検討せよというのは確かにそのとおりだと思うのですが、そこから最

初に挙げた目標値を下げることによって収入が得られるという構造にしてもいいのか。そういう議論も同時に含んでいることを忘れないように議論をしていただきたい。

次に、河野オブザーバーから、債券の発行に言及された上で、事業者間の競争に言及し、圓尾委員がそれに対して否定的なコメントをされたかと思うのですが、私自身も、債券を発行するのだからという理由づけには納得していない。しかし一方で、河野オブザーバーが言いたかったことは、送電事業者の創意工夫、競い合って創意工夫をする余地を不必要に狭めないでほしいということだったのだと思います。そういう点では基本的に正しい指摘だったと思いますので、今回の議論に限らず、全体を通じて、その点は再認識して議論していかなければいけないと思いました。

具体的な点で、スライド12ですが、先ほど圓尾委員も御指摘になった点、リスクを今よりも上げないということを当然の前提とするという誤認を招きかねないような点はやはり文章を少し修正する必要があるかと思います。

一方で、先ほども言いましたが、最初に挙げた目標があり、そこからリスクを上げるのだけれども、コストを下げるということによるある種のマニピュレーションというのを防がなければいけないというのは、更新投資でも考えなければいけないだと思いますから、この点、目標設定として、ここに書かれていること、文言がそのままいいかどうかは別として、こういう関心を持たなければいけないというのは、事務局の考えで正しいと思います。

その上で、これは広域機関でも整理されている議論に関しては少し考えていただきたい。広域機関では確かにリスク量を定量化する議論がされていて、なおかつ、今の議論では、現状をとりあえず維持することから出発し、その後、コストと便益を考えながらどのような水準が望ましいのかを議論していくことになるのだと思います。そういう点については、広域機関が挙げた目標をきちんと守る、そういう格好で出てくるのだと思いますので、そちらの議論でリスク上がるのを許容することになれば自動的に許容する格好になるのだと思います。しかし、一方で忘れていけないのは、広域機関でカバーする領域は、更新投資のかなりの部分はカバーするけれども、全部をカバーするわけではないので、広域機関でその議論があるから、こちらでは議論不要ということは決してないと思います。こちらは、ある種のバスケットというか、広域機関の議論でカバーされないものも含めた全体の議論になることは決して忘れないようにお願いします。

次に、制御不能費用に関してです。制御不能費用に関して、私の先ほどの発言でも誤解

があったのではないかと思います。制御不能なのか不能でないのかというのは程度問題だとか、それから、外生なのか内生なのかというのは程度問題だとかいうことは若干誤解があるのではないかと思います。制御不能費用と整理された場合には、基本的に査定のようなことはしないということだと思います。

それに対して、そうでないものに関しては、一定の査定の対象になると思いますが、その査定の対象になるときに、そうはいつでも、コストを下げる余地が小さいものに関しては、それに対応した、そのことを留意した上で査定がされると思います。これは1、0の話ではないという議論は建設的な議論かどうかは考えていただきたい。制御不能費用だという場合には、これはもうそもそもコントロールがとても難しい、あるいはある種の査定がとても難しいものを入れるものと理解すべきだと思います。

その上で、具体的に39スライドではインバランス収支の過不足が挙げられていて、この事務局の整理は合理的だと思います。理由でも書かれているとおり、これは競争が一定程度働くことが期待されているし予想されているし、仮にそうでなかったとしても、監視を監視等委員会でちゃんとやる、価格市場メカニズムで決まるものになることが前提。

量に関してもコントロールがとても難しいということなので、こう言えるという整理は正しいと思います。ある種の査定をしていくときに、資源が限られる中で制御不能だという可能性が極めて高いものを入れるというだけのことであって、これは原理的に自明に制御不能だということでははないと思います。これは、市場メカニズムが働かず監視もうまくいかないということであれば、後には制御不能費用という整理を改めることもあり得ると思います。最初の整理としてこれが合理的だということだけであって、これが性質から必然的に出てくるものではないと理解しています。

同じ文脈で、スライド44のところ、これはこれからの議論ということだと思うのですが、再給電で対応する混雑対応に関して、制御不能ではないと整理されると、ネットワーク部門としては大きなリスクを負ってしまうということもあって、制御不能費用と将来の議論でやるという整理は合理的な選択肢の一つだと思います。しかし、混雑がどれぐらい発生し、そのときにどれぐらいのコストがかかるのかは、事前の準備だとか、あるいはネットワーク制御だとかにも強く依存していることを考えれば、自明に制御不能になるとは言えないと思います。慎重な議論がされることを期待しています。

以上です。

○山内座長 どうぞ。

○佐藤事務局長　　すみません。佐藤でございますが、今の松村先生がおっしゃっていたとおりののですが、ちょっと一応補足させていただきますと、まさに制御不能費用というのは査定なしとするということですのでよろしいですかというのを聞いているということです。という意味で、これはオールオアナッシングで、およそ制御不能費用にしたら、少なくとも初めの段階では査定しない項目をつくるということですから、それを事務局提案のとおり決めさせていただいてよろしいかどうかということを経験していただくと、こういうことでもあります。

以上です。

○山内座長　　分かりました。ありがとうございます。

次は北本委員ですね。どうぞ御発言を。

○北本委員　　ありがとうございます。北本です。

資料の内容に書かれていることについては、私も方向性としては賛成しております。いろいろ今後細かい議論に入っていくのですけれども、改めてスライドの7に書いてあります「託送料金制度改革の狙い」からは常に外れないような形で、大きいビジョンに対しての細かい運用を決めていきたいと思っております。さらに、この狙いについては、事業者も中心として積極的に提案して、これが実利のある改革になるということを目指していきたいと思っております。

その中で、スライドの12にありますように、こちらの新規拡充投資と更新投資に書いてありますマスタープランとアセットマネジメント手法の標準化というのは非常に深い関係にあって、重要だということです。なお現状、アセットマネジメントレベルについては、各社全く同じではないというか、レベルが違っていると理解しております。

今回の狙い、改革を行うためにも、マスタープランと関連するアセットマネジメントの前提条件としての数字を明確にすることです。各社が目標設定レベルを確認しながら進めていかないと差が出ます。また前提条件が明確でないと、インセンティブなど今回の論点の2、3、4にも影響が出てきますので、まずそこがありきであり。その上で今後調整をどうかけていくかということが大事かと思っております。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

次は、野崎オブザーバーですね。どうぞ御発言ください。

○野崎オブザーバー　　ありがとうございます。私のほうからは、サービスレベルの向上

について3点、更新投資について1点、それから制御不能費用について1点の、計5点コメントさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、15ページのサービスレベルの向上について申し上げます。この「②計量、料金算定、通知等の確実な実施」というところにおきまして、使用量の誤りが過去5年の実績を超えないと記載されておりますけれども、これでは現状からの改善が見込めないと考えております。同一事業者での比較ではなくて、例えばトップランナーですとか、ほかの業界との比較としていただきますようお願い申し上げます。

それから2点目でございますが、需要家向けだけでなく、インバランス料金など法人向けの料金についても誤算定の比率を目標化していただきますようお願い申し上げます。小売事業者や発電事業者もステークホルダーだと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、3点目でございます。これは従前から申し上げているところでございますけれども、目標策定に当たりましては、託送料金の請求方式の統一化とデジタル化、具体的にはAPIの連携などの具体策をぜひ盛り込んでいただきますようお願い申し上げます。

実は先般、私どものほうで新電力20社強にアンケートを取らせていただきましたところ、実に18社がシステム連携への移行というところを希望しておりました。こうした実態も踏まえまして、ぜひ御検討をお願い申し上げます。

それから、続きまして4点目でございます。ページが前後して恐縮でございますけれども、12ページの安定供給の「③更新投資」について申し上げます。送配電設備のリスク量の算定はもちろん重要でございますけれども、故障の影響というのは、需要家ですとか発電事業者にも及びます。例えば発電制約などの影響も織り込んで目標設定をお願い申し上げます。

それから、最後に5点目でございますが、44ページ目の制御不能費用のうちの、先ほど少し松村先生からございましたけれども、再給電における混雑対応の調整費用につきまして申し上げます。

調整費用のあり方の検討に当たりましては、調整費用自体が適正かどうかというところも確認が必要だと考えておりまして、調整を行う発電事業者に必要な以上に資金が流れて、託送コストが無用が増加するということがないよう、ぜひとも御検討をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　　ありがとうございます。

次は、松本オブザーバーですね。どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー　九州電力の松本でございます。

論点1、成果目標、行動目標の設定及び論点2、インセンティブ設定につきまして、発電事業者、小売事業者としましてコメントさせていただきます。

まず論点1におきまして、望ましい要件を定めた上で、実用運用の観点を持って目標を設定するという考え方の下、各目標分野における目標項目、目標イメージが網羅的に示されておりまして、今後の詳細検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

ただし、検討に当たっては、コストとベネフィットのバランスを十分に考慮していただきたいと思います。ほかの委員さんもおっしゃっていましたが、同じことです。

例えば11ページにあります安定供給のところ、停電時間を減らすという目標が設定されておりますが、日本の停電時間は、大規模災害等を除きますと、先進諸国の中でも低い水準にありまして、これをさらに低くするというためには多大なコストが必要になると肌感で感じております。コスト負担をする発電事業者、小売事業者としましては、追加的にかかるコストを考慮した場合に、送配電設備は老朽設備も多い中なので、現行水準を維持するという目標でも十分に高いのではないかと考えます。

次に、論点2です。インセンティブの設定についてでございます。一般送配電事業者の目標達成に向けた一手法としては理解するものの、一般送配電事業者の収入上限にボーナス、ペナルティを与えるということは、系統利用者であります発電、小売事業者が支払う託送料金の増減に影響すると認識しております。したがって、次回以降の会合で、目標項目ごとのインセンティブ設定を議論するということではありますが、インセンティブを付与する基準や水準につきましては、コストとのバランス、それから地域事情を踏まえた評価など、発電、小売事業者はもちろんですが、需要家の皆様としても納得感を持って受けられるような検討をお願いしたいと思います。

また、制度導入の初回においては、こういったボーナス、ペナルティの幅をスモールスタートとするということも併せて引き続き慎重な検討をお願いしたいと思います。

発言は以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

次は、石井オブザーバーですね。どうぞ御発言をお願いします。

○石井オブザーバー　　ありがとうございます。

まず、論点1につきましては、本日提示された内容におおむね異論はございません。

1点だけ、12スライドに、先ほどもお話が出ましたけれども、無電柱化について書かれていますが、無電柱化については国交省で推進されていると理解していますが、地域によって無電柱化のニーズの度合いが多少異なるのかとも思っております。何より無電柱化はコストがかなり大きくかかると想像しておりまして、そのコスト負担を誰がどの程度負担していくのか、結果として、託送料金、電力料金に大きく影響が及ぶような事態を懸念しております。

また、論点2でございますが、インセンティブを設定すること自体、異論はございませんが、特に収入上限の引き上げ、引き下げについては余りに大きなインセンティブやペナルティを設定して、結果的に託送料金、電力料金に大きな値上げが生じたり、また、一送が立ち行かなくなるといったような余りにドラスティックな内容にならないよう留意すべきと思っております。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

次は、村上委員、どうぞ御発言を。

○村上委員　いろいろと御説明いただき、ありがとうございました。私からは、論点1について3点、それから論点3について1点、お願いさせていただければと思います。

まず、論点1の③、再エネ導入拡大についてですけれども、消費者委員からも、それから、消費者としてオブザーバーで参加されている河野さんからも、ぜひここは高い目標を持ってほしいという御意見が出ておりましたが、私もその意見には賛成いたします。実際に、この13ページと14ページを拝見しましたところ、直接的に再エネの増を目標値に設定するのはなかなか難しいという整理だったと思うのですけれども、ではどういうことが可能なのかというのが提案できる状況にはないのですが、もう少しここを何とか知恵を出せないかというので、継続して御検討いただければありがたいと思っております。

また、再エネ導入の拡大と併せて、脱炭素を考えますと、電化の促進というのも非常に大きなテーマかなと考えておりまして、これをここの部分での目標値に設定することはできないかというのも併せて御検討いただければと思っております。

それから、2点目ですけれども、20スライド目でステークホルダーエンゲージメントの御紹介がされておりまして、それが論点のサービスレベルの向上の顧客満足度のところだったり、デジタル化や安全性、環境性というところにこれを取り込んで自主的な目標設定

をすることも一案と書かれてあるところは、とても私も賛同したいと思います。地域地域で状況というのは異なっている中で、その地域に根差した地域の方々との話し合いで高い目標を設定するというのは非常に望ましいことだと考えます。

これを踏まえますと、先ほどの再エネ拡大導入のところに戻るのですけれども、この再エネ導入拡大や電化の促進なども、このステークホルダーエンゲージメントで目標設定をしていくというのも一案ではないかと思えます。

R I I Oの事例では、ステークホルダーの中に、需要家やその団体だったり、環境保護団体だったり、電気自動車のメーカーだったりというのが記載されており、とてもこれは参考になるのではないかなと感じました。

最後、4点目は制御不能費用についてですが、私も経済的なところが、ボリューム的なところがよく分からなくて、この制御不能費用、今書かれている項目で、大体全体のどれぐらいのパーセンテージを占めるのか、その比率などのイメージが分かりましたら、ぜひ次回には提示していただくとありがたいと思います。

レベニューキャップ制度の中で、やはり企業努力によってのコスト低減というところがベースに制度設計されていくものだと思うので、こちらの制御不能費用というのが例外として設定されるときに、その例外がどれぐらい大きいのかというのがイメージで分かると、またそれが最終的に託送料金や消費者への負担ということにどう影響があるのかというのをもう少し分かるようにお示しいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、都築オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○都築オブザーバー 広域機関の都築です。

先ほど来、私どもの組織についても議論の俎上に上ったと思います。その部分でございまして、論点1-②の部分でございまして。高経年化対策については、現行の託送料金のとときに経験したやり方、つまり、更新投資と直近の趨勢で外挿するというやり方はサステイナブルではないと思っております。リスク評価によるスコア化というのは、まずこうした点では、今より前に一歩進むという話だと思っております。これが前提でございまして。

ここは、安定供給の目標についての議論だと思っておりますが、供給信頼度が高いか低いかという話でいけば、LOLPからEUEに変えた段階で、信頼度水準が同等になるようにという整理を行いました。もちろん、情勢変化に応じて適宜見直していくものだと思

いますが、ただ、例示的に申し上げますと、少なくともレベニューキャップ導入よりも後年度であろうと思われる2024年度を念頭に置いた他の制度設計では、現状の信頼度水準をベースに考えていったという実績はございます。なので、これは一つのメルクマールにはなるのではないかと考えております。

次に、現状の工事で、例えば、施工コストが高いとか、資機材が高いといった観点から、オーバースペックではないかという議論はあるかもしれません。この点につきましては、例えば、イノベーションとか、標準化とか、そういうのを取り込むことによって効率化していくということが考えられると思っております。こうした誘因を料金制度の中に位置づけていくということで議論していただくほうが多分建設的ではないかと考えております。

それで、松村先生もおっしゃっていましたが、事業者がきちっとこれをコミットして、きちっと対応していただき、手抜かないということを制度設計していくということが重要と考えていますので、そうした議論をいただければと思っております。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、梶川委員、どうぞ御発言を。

○梶川委員　まず、全体としてはそんなに大きな違和感を覚えるものではございません。その中で少し気になった点をお話しさせていただければと思います。皆さんと重複するところも多々ありますけれども、御容赦いただければと思います。

まず、論点1の成果目標のところでございますけれども、どなたかもおっしゃっておられて、停電等につきまして、まさに災害についてどのように考えるかということが一番端のお話だと思っておりますが、私は、大規模災害のようなものというのは、これに対して備えを国がしなければいけないことは事実なのですが、それをどこが備えなければいけないかという、この系統全体の送配電の事業というのは、ある意味では、非常にパブリックな要請がある事業でございますので、よりパブリックなコストというものを少し明確にしながら、この成果目標というものを整理していく必要があるのではないかなという気はいたします。

基本的に、具体的には、例えばこの災害のときのコストというものが、どこまでが事業者で、どこから先が本当はパブリックに、より公的なものとするのかとか、それから、再エネとか無電柱化なども、政策的なコストというものをどのぐらい具体的に考えた上でこの目標値として設定していくのか。それから、デジタル化、広域化に関しては、個社の努力というものをその後常に敷衍して全体最適につなげられるかと、そのようなところ

も含めて成果目標として、少し切り分けの具体性を持った上で目標を設定していただくということが大事なのではないかなと。

感染症の話ではないのですけれども、やはりどこからかはコストとしてはまさに公的なコストだという部分と、医療も同じようなところがあるような気がいたしまして、先ほどの災害であったり、国策的な無電柱化、再エネ導入というところについてはどのようなところまでがこの送配電業者の成果目標であり、それより裁量をより国等に近づけたところで、どこからが公的コストかというのを意識した上での目標設定をぜひお願いできればなという気がいたしました。

論点2に関しましては、このインセンティブというのは当然事業者に対して経営裁量を評価する上でも、また努力される上でも必要だとは思ったのですが、ESGではないのですが、レピュテーションに関しては受益者選択が余り起こらないという観点で言うと、このレピュテーションの総合評価をどのように財務的なインセンティブにつなげるかということは少し考えたほうがいいのではないかな。消費財であれば受益者選択をされるので、値段は高くてもレピュテーションがいいものは買われるということはあるのですが、この事業、今の送配電事業では、レピュテーションがよくてもなかなか財務状況にはつながらないようなところは何か考えていただいたほうがいいのではないかなという気がしました。

それから論点3は、論点1とかなりかぶるのですけれども、制御不能という意味合いというのは、この経営マネジメントの裁量権にどこまで入れるかということで、それを越える部分についてというのは意識的に制御不能費用という整理になるということもあると思ひまして、この制御不能領域というのは、1つは別の管理統制を行うのだという意識を持たれるようなコストですね。

ですから、先ほどの論点1のところの公的なコストのようなものも含めて、別に管理統制するから、そちらは裁量権がやや弱いよねというところは制御不能費用になる部分、また、災害のように、多分、経営リスクをその事業体に判断させるものではないというようなことであれば、それは制御不能ということで考えて、御本人たちがどれだけリスクを含めて裁量して、それが経営責任だと感じるかとか、そう決めるかということだと思います。この場合には固定費等などは、時間軸の問題もありますので、その時間軸と裁量の範囲、リスクを対象としてマネージしてもらわなければいけないリスクと併せて御検討いただければと思います。

今の御提案に関しては、ある程度こういったものなのかなと思いますけれども、諸外国

の例よりは、私は、マネジメント裁量を広くしませんが、そういう意味では経営的なインセンティブが働きづらくなるのではないかなど。

1つだけぜひお願いしたいのは、制御不能になったところのコストについて、どなたがそれを管理統制、もちろん災害など管理統制できないのですけれども、さっきの論点1と同じように、やはり国のどの機関がそこに関してはより強いコミットメントをしているのだということも併せて制御不能費用というものについて表現していただければありがたいというような気がいたします。

以上、論点1、論点2、論点3について、私のコメントでございます。長くなって失礼いたしました。

○山内座長　　いいえ、ありがとうございました。

それでは、次は白銀オブザーバーですね。どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー　　白銀でございます。論点1に関しまして2点、そして論点3に関しまして1点コメントさせていただきたいと思っております。

まず、11ページから19ページの目標項目の設定に関してでございます。詳細につきましては今後設計されていくものと思っておりますけれども、送配電事業者としましては、選定された項目に対して、制度の趣旨を実現するためにしっかりと取り組んでまいります。その上で、コメントでございます。

確かにサービスレベル等につきましては、小売事業者様などのニーズを把握して事業者が自主的に目標設定するということが大事だと感じておりますが、委員からも御意見ございましたけれども、情報提供プラットフォーム等のデジタル化や分散グリッド化などの次世代化につきましては、新たな料金制度の趣旨を踏まえて政策的に実現すべき次世代ネットワークの姿・目標を国に示していただくべきものというのもあるかと思っております。その上で、事業者としてその実現に向けた具体的なアクションを計画策定して、その実績をしっかりと評価していただいた上で次の目標と計画に反映させるということが制度の趣旨に沿うと考えてございます。事業者としても国と一緒にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

もう一点、これに関してと言いましょか、圓尾委員から御指摘いただいた更新投資に関する御指摘でございます。長期的な視点で事業者が長期計画をしっかりと作成して、それを評価することが大切という御指摘かと理解してございます。事業者としまして、非常に重要な視点を御指摘いただいたと思っております。今後、具体的な設計が議論される

上で、これについても事業者としてしっかり議論に御協力していきたいと思っております。

次に、制御不能費用の論点につきまして33ページ以降に具体的に例示をいただきまして、今後具体的な整理について検討されると認識しております。その上で、委員からの御意見もございましたが、今回、量、単価の両方が外生的なものについては、当然、外生的な項目として整理するということを示していただいたということで、今後、量・単価のどちらか一方が外生的な費用というののも確かであろうかと思っております、それにつきましては、査定の設計等、具体的な詳細整理が進められると考えてございますので、これにつきましても、制度の趣旨に沿った運用となりますよう、送配電事業者としましても議論にしっかり御協力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに御発言御希望の方、いらっしゃいますか。多くの方に御発言いただいたと認識しておりますが。

よろしいですか。

それでは、事務局から、いろいろ御意見をいただきましたので、何かコメントがあればコメントしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。

論点1、2、3のところに関しまして様々に御意見いただきましたので、いただいた御意見も踏まえまして、引き続きさらに検討していきたいと思っております。

その上で、幾つか御質問いただいた話のところに関してお答えをさせていただきますと、川合委員のほうから、発電予測のところに関して、天気予報という話になって、予測次第ということになってしまうのではないのかといった御質問がありましたが、こちらのほう、まさに一般送配電事業者も含めて、気象庁などと連携しまして、どのように予測精度を向上させていくのかといった取組などもさせております。アンサンブル手法など、そういったことも活用した取組などというのもなされているところと認識していますので、まさに御指摘のような取組というところがなされているのではないのかと考えているところでございます。

あとは、村上委員のほうから、この制御不能費用の割合としてのイメージ的なものというところで御質問がありましたけれども、こちらのほうの費目、どれが制御不能費用として入ってくるかというところにつきましては、今後、さらに御議論いただくところということなので、ちょっと固まった数字というものがあるわけではないのですが、イメージ的

には、この数十%、20%とか、そのようなくらいのイメージという感じでとらまえていた
なければよいのではないかなと考えております。

ただ、いずれにしましても、今後何が含まれるのかという話に関しては、さらに議論い
ただく話ではないかと思っています。

いずれにしましても、この論点1、2、3のところにつきましては、本日皆様からいた
だいた議論も踏まえまして、次回以降さらに検討していきたいと思っております。

なお、論点4のほうにつきましては、こちらの事務局案のほうに御賛同いただいたもの
ということで理解いたしております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。追加的な何か御意見、御発言ありますか。

よろしいですか。

余り私は発言してないのですけれども、今日はまだ少し時間があるので感想を2つだけ
申し上げたいと思いますけれども、議論しているのは物すごく細かいので、全体を見失わ
ないようにしなければいけないというのが非常に今日思ったことでありまして、それぞ
れの論点について皆さんの知見をいただいたというのは非常にありがたいと思うのですけ
れども、そこだけを見ていると全体を見失う可能性があるなど。

例えば規制コストというのを全体として見たときにどうなのだということもちょっと頭
に置いておかないといけないのかなというのが1点。それからもう一つは、今、レベニュー
キャップという規制の方法の話をしているのですけれども、規制という面から議論する
ことと、それから、経営という面から議論することで内容が違ってくるのですね。その辺
は、それはそれで正しいと思うのです。そういう方が委員でいて、いろいろな議論を出す
ということですのでね。

1つは、さっきの制御不能費用のところなんか、松村さんの言葉からは、1、0なの
か、その間を取れるのかと。これはまさにその視点の違いによって出てくるのかなと思っ
ていまして、そういうところも、皆さんの御意見を入れつつ、基本的にはこれは規制の話
なので、さっき事務局長おっしゃっていたとおり、査定をするかしないか、そこが一番根
本だと思っておりますけれども、そのような感想を持ったということでもあります。

御参考になればと思いますが、今、事務局からありましたように、本当に有意義な意見
をいただきましたので、その辺のことをまた詰めていただいて、次回以降に御準備いただ
ければと思います。

議事は以上ですが、何か連絡事項があればお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡させていただきますので、御確認をお願いいたします。

次回会合については、11月30日10時から開催することを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山内座長　　どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了ということでございます。

何度も言いますけれども、非常に丁寧かつ精力的な御議論をいただきました。誠にありがとうございました。

—了—